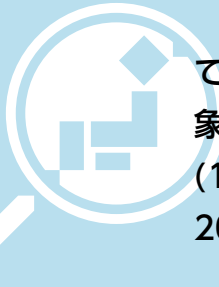


国勢調査を全国一斉に実施します

今回から、インターネットでの回答ができるようになりました

国勢調査

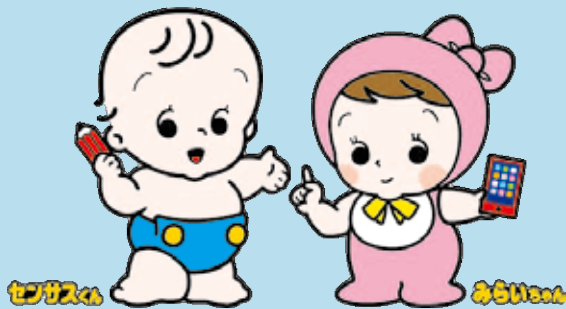
2015



国勢調査は、統計法という法律に基づいて、日本に住んでいる全ての人・世帯を対象に実施する統計調査です。大正9年(1920年)から5年ごとに行われ、今年で20回目となります。

調査結果は、少子高齢化対策・防災対策・地方創生などの重要課題の施策に活用するとともに、国民全体の共有の財産として、広く一般の人でも利用できます。

最新の人口・世帯の実態から日本の今を知り、未来をつくるための大切な調査ですので、皆様のご協力をお願いします。



▲国勢調査イメージキャラクター

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。
☒ 地区市民センター、☒ 出張所、☒ 生涯学習センター、☒ ホームページ、☒ 地域コミュニケーションセンター、☒ 地域自治センター、☒ Eメールアドレス、☒ 地域活動センター

9月上旬から調査員が伺います

調査員が皆さんの自宅を訪問し、調査書類を配ります。この調査は、先に全世帯にインターネットでの回答をお願いし、インターネットでの回答がなかった世帯には紙の調査票を配布して調査を行います。

インターネットでの回答を推奨しています

今までは紙の調査票のみで回答を受け付けていましたが、今回の国勢調査から、パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどを使用したインターネット回答が可能になりました。インターネットの回答期間内であれば、いつでも、どこでも回答ができます。

国勢調査は回答の義務があります

統計法では、正確な統計を作成するために、調査項目に回答する義務(報告義務)が定められています。また、回答を拒んだり、虚偽の回答をした場合の罰則も定められています。

個人情報には厳格に保護されます

国勢調査では、統計法によって、厳格な個人情報保護が定められています。インターネット回答での通信は、全て暗号化(SSL/TLS方式)されています。また、不正なアクセスなどの監視を24時間行っています。

調査結果を利用できます

国勢調査に従事する人(調査員、地方公共団体職員など)には、統計法による守秘義務が課せられています。調査終了後、集計した人口・世帯数の速報結果は、平成28年2月に公表する予定です。その後、年齢別・産業別などの詳しい結果を順次公表します。

インターネットでの回答

▽回答用ID配布期間 9月10~12日。

▽回答期間 9月10~20日。

紙の調査票での回答

▽調査票配布期間 9月26~30日。

▽回答期間 10月1~7日。

国勢調査員が皆さんの自宅に伺います

ここに顔写真が入ります



▼腕章

▲国勢調査員証

国勢調査員は、市区町村の推薦に基づいて総務大臣が任命した非常勤の国家公務員です。

訪問時には、右の写真のように、国勢調査員証・腕章などを身に付けています。

なお、漏れなく・重複なく調査を行うために、訪問時に世帯の代表者の氏名と世帯の男女の人数などをお聞きしますので、ご協力ください。



インターネットIDが入った調査票▶



▲紙の調査票

国勢調査

質問と答え

質問 住民基本台帳があるのに国勢調査を行う必要があるのですか。

答え 住民基本台帳には、氏名・生年月日・性別・住所・世帯主の氏名・続柄といった情報が記載されていますが、地域の振興・まちづくり、福祉対策などの各種行政施策の基礎資料とするには、これらの情報に加えて、就業の状況や従業員・通学地など、人口のさまざまな実態に関する統計情報が不可欠であるため、国勢調査を行う必要があります。

質問 国勢調査を適当に答えたり、空白のまま提出したりするとどうなるのですか。

答え 皆さんからの回答が不正確だったり漏れていたたりした場合、得られた調査結果は不正確なものとなり、調査結果に基づいて立案・実施されるさまざまな政策や将来計画に支障をきたす恐れがあります。公正で効率的な行政を行うためには、漏れない正確な回答が必要ですが、

質問 調査票の個人情報を守られるのでしょうか。

答え 統計調査に従事する人には、統計法により守秘義務が課せられています。調査する人が調査結果を他に漏らしたり、統計作成の目的以外に使用したりすることは固く禁じられています。

質問 調査票は外部に漏れないように厳重に管理され、集計が完了した後は完全に溶かされ、再生紙となります。

答え 調査票は外部に漏れないように厳重に管理され、集計が完了した後は完全に溶かされ、再生紙となります。

◎この特集についての問い合わせは、政策審議室 ☎(632)2124へ。